⑶　追加弁済

上記⑴の弁済の実行後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、速やかにこれを換価し、その換価費用その他の優先債権等を除いた残額を追加弁済額として、各協定債権者に対し、上記⑴の例により追加弁済を実行する。この場合においては、本項⑵に基づく残債権の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失う。

２　協定債権元本以外の協定債権

清算株式会社は、弁済を実行する場合には弁済実行時において、それぞれ、利息、遅延損害金その他、協定債権元本以外の協定債権につき、全額の免除を受ける。

第３　役員等債権

１　定義

役員等債権とは、清算株式会社の代表清算人鈴木明彦が清算株式会社に対して有している貸付債権、利息債権及び遅延損害金請求権を含む一切の債権をいう。

ただし、弁済対象基準額は第１に記載したとおり、特別清算開始決定時における以下の債権元本額を意味する。

鈴木　明彦　１億2583万5571円

２　役員等債権についての免除

役員等債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。

以上

さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第３号

千葉県柏市若柴178番地４柏の葉キャンパス148街区１（Ｅ―601）

清算株式会社　株式会社ＮＳ管財

代表清算人　野口　義晃

１　決定年月日　令和７年５月14日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　本協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、令和７年２月26日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）及び特別清算債権に係る同月27日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金とする。

２　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　弁済及び免除

１　特別清算債権に対する弁済及び免除

⑴　弁済方法

特別清算債権については、以下の方法により弁済する。

ア　資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。

イ　本協定の認可決定確定日の属する月の翌月末日までに、上記アを弁済原資として、令和元年（2019年）６月７日付け「再生計画書」記載の別表「保証履行・担保分弁済後残高」・「比率」欄の記載に基づく下記割合に応じて弁済する。

記

アビリオ債権回収株式会社　25.002％

商工組合中央金庫　29.002％

日本政策金融公庫　4.992％

群馬県信用保証協会　35.129％

被相続人野口善朗相続財産管理人弁護士齋藤守永　5.875％

⑵　免除方法

特別清算債権については、上記⑴イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。

２　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除

特別清算債権に係る令和７年２月27日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に、全額免除を受ける。

第３　残余財産の処理

上記第２の１⑴イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、別表の「保証履行・担保分弁済後残高」・「比率」欄記載の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。

（別表省略）

以上

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和６年（ヒ）第２０８６号

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

清算株式会社　株式会社日本ヒューマンキャリア

代表清算人　伊藤　　毅

１　決定年月日　令和７年５月15日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。ただし、割合弁済の結果、弁済額について生じる１円未満の端数は切り捨てる。

２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたとき（１円未満の端数を切り捨てることで弁済額が０円となる場合を含む）は、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

再生計画認可